

2. 事業の概要と成果	
<p>(1) 上位目標の達成度</p>	<p>本事業では、カレン州ラインブエ地区において、障がいに関する理解促進と障がい者へ配慮した地域開発を通して、障がい者の地域社会への参画が促進されることを上位目標とした。</p> <p>障がい者世帯の情報を整理するため、事業対象地 15 村の全 2,089 世帯を訪問した。当会が本事業開始前に実施した事前調査では、同 15 村には 207 名の障がい者が確認されていたが、村の行政からも認知されていなかった障がい者 89 人が居住していることが分かった。これにより、同 15 村に居住する全障がい者 296 人の障がいの程度や生活状況、ニーズを一覧化することができた。</p> <p>同 15 村の障がい者とその家族が、適切な支援や支援情報を受けられるよう、一覧化した情報をもとに障がい者世帯連絡会を設立し、ネットワークの基盤を整備した。同連絡会では定期会合や啓発講習会を開催することで、障がい者とその家族同士が関係を構築し、日常生活における悩みや課題を共有するなど、持続的な発展につながる体制を整備した。また、地域住民に対しても、障がい啓発ワークショップやイベントを開催し、障がい者の地域社会への参画の重要性などのメッセージを普及した。これにより、地域住民の障がいに対する正しい知識が深まり、身体障がいがある人の移動を積極的に補助したり、障がい児の就学をその家族に促したりなど、地域住民の障がい者や障がい児に対する行動変容が見られた。</p> <p>井戸やトイレなどの基礎インフラのバリアフリー化により、公共施設の利便性・安全性が向上した。併せて実施した講習会やワークショップを通じて、地域住民のバリアフリー施設に対する理解が深まり、障がい者世帯連絡会や村落開発委員会によって、他の公共施設でのバリアフリー化を検討する動きが見られた。</p> <p>さらに、村落開発委員会のメンバーや学校の教師、ヘルスワーカー、障がい者世帯連絡会が中心となって、障がい者のニーズにもとづくアクションプランを策定し、実施したことで、障がい者の地域社会への参画が促進され、障がい者の生活環境の改善につながった。</p>
<p>(2) 事業内容</p>	<p>(ア) 障がい者世帯連絡会の設立</p> <p>対象村落における障がい者の生活状況や、必要な支援についての一覧表を作成するため、2016 年 9 月から 12 月にかけて、当会職員が事業対象地 3 区 15 村の全 2,089 世帯を訪問し、296 人の障がい者がいることがわかった。世帯訪問に先立ち、国際医療福祉大学成田保健医療学部の河野眞教授を招き、障がい者や介助者、その家族と接する際の注意点や、日常生活で直面する課題の聞き取り方法について実習研修を受けた。同研修で得た技術を活かし、障がい者および介助者を対象としたインタビュー調査を実施し、対象村の障がい者の状況を把握するための一覧表を作成した。</p> <p>2017 年 1 月、同一覧表に基づき、当会は各村で障がい者とその家族で構成される障がい者世帯連絡会を設立し、1 月、3 月、5 月、7 月の計 4 回にわたり定期会合を実施した。障がい者世帯連絡会メンバーの障がいに関する知識を深めるため、定期会合に合わせて障がいの基礎知識や補助具の使用・維持方法、ピアサポートなどを取り扱った啓発講習会を当会職員が開催した。第 4 回定期会合では各村の障がい者世帯連絡会委員へ、障がい者支援サービス情報をまとめた冊子を引き渡した（添付資料①「啓発ワークショップ・イベント内容」および②「教材一覧」参照）。</p> <p>また、当会の理学療法士の指導のもと、障がいの種類や程度に合わせて、歩行器や白杖などの補助具 62 点を障がい者世帯連絡会へ供与するとともに使用方法を指導した。供与時には、障がい者への貸出一覧表と各補助具の使用マニュアルの作成、および管理方法について説明</p>

するなど各村内の補助具の管理体制を整備した。

知的障がい児 53 人に対しては、当会の理学療法士が障がい児教育用の知育玩具やビルマ語のアルファベットを学ぶための教材を活用し、保護者を交えて個別勉強会を開催した。個別勉強会で使用した教材一式を、教材一覧表を貼付した管理用の箱とともに、障がい者世帯連絡会に供与し、障がい児のいる世帯が必要な時に借りることができるようにした。補助具および障がい児用教材の供与後は、当会理学療法士が使用状況のモニタリングを行い、必要に応じて指導した。さらに、車いすや義肢に関しては、協力団体であるパアン義肢装具リハビリテーションセンターに紹介し、5 人が車椅子、4 人が義肢装具を無償で受け取った（添付資料③「補助具・特別教材配付一覧」、および④「補助具マニュアル」参照）。

(イ) 障がいについての啓発活動

(a) 啓発資料の作成

当会は障がいの種類や原因、障がい者が日常生活で直面しうる障壁などをまとめた啓発冊子 1,700 部と、学校生徒用ノート 1,900 部を作成し、リーダー講習会および啓発イベントの参加者に配付した。地域住民の中には非識字者も多いことから、イラストや図を取り入れることで、分かりやすくなるよう工夫した（添付資料②「教材一覧」参照）。

(b) ワークショップ/イベントの開催

障がいに関する理解を深めてもらうため、当会は地域住民を対象に啓発ワークショップを計 63 回実施し、障がいに関する基本的な知識と地域に存在する障壁、障がい者の権利などを伝えた。各区の学校 3 校では、生徒の理解度に合わせて、クイズやゲームなどを取り入れながら、計 23 回実施した。また、「国際障がい者の日」を紹介するイベントを 4 ヶ所で開催した。参加者は、障がい理解をテーマにした歌の合唱、障がい者による楽器演奏、ゲームなどを通じて障がいの理解を深めた。イベントには、障がい当事者団体である「ミャンマー・インディペンデント・リビング・イニシアティブ (MILI)」の代表者を外部講師として招き、自身の経験をもとに、障がい者の可能性や障がい当事者による自助活動の意義を伝えた（添付資料①「啓発ワークショップ・イベント内容」参照）。

(c) 村のリーダー講習会の開催

事業地において指導的立場にある区長、村落開発委員、村長や学校の教師に加え、障がい者とその家族を対象としたリーダー講習会を計 2 回実施した。2017 年 1 月に実施した講習会①では、各村の障がい者世帯調査をもとに作成した一覧表をもとに、各村で障がい者が直面する問題を解決するためのアクションプランを、村民が主体となり作成した。具体的には、「差別用語を使用しない」「村内の簡単なバリアフリー化（道の段差を埋めるなど）」といった活動が計画された。8 月に実施した講習会②では、各村のアクションプランの成果を振り返り、本事業終了後に取り組む活動を話し合った。さらに各区の区長を含めて各区で取り組むべき課題を議論し、解決策を策定した（添付資料①「啓発ワークショップ・イベント内容」参照）。

(ウ) 障がい者に配慮したインフラ整備

井戸 4 基の修繕、公衆トイレ 2 箇所の設置、学校 1 校の入り口および校舎とトイレを結ぶ通路をバリアフリーにするための改修工事を行った。改修工事に先立ち、村の責任者や周辺住民を含めた維持管理委員会を設置した。改修工事後には、維持管理委員会を対象に、バリアフリー設計の特徴や意義、各インフラ設備の維持管理方法に関して研修を行った。なお、チャーイン小学校では学校委員会からの要望をもとに、アクセスパスの設計を変更し、ティダホー村の井戸については、湧出量を鑑みて、深度を下げて建設した。なお、改修工事前後で水質

	<p>調査を行い、飲料水として問題がないことを確認した。</p> <p>また、井戸および公衆トイレを整備した村落においては、衛生環境に関する知識の向上を目的に衛生啓発ワークショップを、子どもたちを含む地域住民に対し、計13回実施した。とくに、子どもたちの衛生に関する知識を定着させるため、ワークショップの概要をまとめたノート1,400部を学校にて配付した（添付資料②「教材一覧」参照）。</p>
(3) 達成された成果	<p><u>(ア) 障がい者世帯連絡会の設立</u></p> <p>全世帯訪問を通して、これまで村行政によって認知されていなかった障がい者89人を含む、296人の障がい者について、障がいの種類や程度、生活状況、必要な支援をまとめた一覧表を作成し、個人情報に配慮した上で村落開発委員会や障がい者世帯連絡会に共有した。また、同一覧表をもとに障がい者世帯連絡会を15村で設立した。連絡会による全4回の定期会合および同時に開催した講習会にはのべ1,672人が参加し、障がいの基礎知識や補助具の使用・維持方法や、ミャンマーで受けられる支援サービスなどの情報が、障がい者世帯へ共有された。さらに、この定期会合における交流や情報交換を通し、障がい者とその家族間のネットワークが形成され、日常生活においてもお互いが訪問し合うなど積極的な情報交換が行われるようになった。</p> <p>また補助具が必要であった障がい者61人に対し、適切な補助具を供与し、理学療法士から適切な使用方法について指導を実施した。補助具の管理を担う連絡会に対しては、補助具の使用・管理方法をまとめたマニュアルを供与し、各村において適切な維持管理がされるよう体制づくりを行った。</p> <p>事業終了時に実施した、障がい者世帯連絡会メンバー60人を対象としたインタビュー調査では、「以前より遠くまで移動できるようになった」「より頻繁に村の活動に参加するようになった」などの意見があり、82%の回答者が「生活環境が向上した」と回答した。</p> <p><u>(イ) 障がいについての啓発活動</u></p> <p>啓発ワークショップにはのべ9,218人、啓発イベントには1,296人が参加し、障がいに関する基本的な知識と地域に存在する障壁、障がい者の権利、衛生環境などについて学んだ（添付資料⑤「ワークショップ・イベント実績表」参照）。障がいについての内容を重点的に盛り込んだ「障がい啓発ワークショップ①および②」実施後に参加者の約10%に相当する678人を対象に実施した調査では、障がいに関する質問の正答率は85%以上であった。さらに事業終了時に実施した374人を対象とした調査では、「障がいが何か知っているか」という質問に対して「ほとんど知らない」「全く知らない」と答えた回答者は58%と、事業前の93%から大きく改善した。また、「全く知らない」と答えた回答者の割合も、事業前の33%から事業終了時は1%と減少し、地域住民の障がいに対する理解が深まったと言える。</p> <p>また、リーダー講習会では、第1回・第2回ともに各村で公共施設のバリアフリー化を含めたアクションプランを策定した。第1回のアクションプランの内容については、本事業内の6ヵ月間で実践し、その学びと経験を他村とも共有できたことで、活動を計画、実行し評価・改善するというアクションプランのPDCAサイクルを学ぶとともに、各区内で情報共有の基盤が構築された。</p> <p>事業終了時に実施した、障がい者世帯連絡会メンバー60人を対象としたインタビュー調査では、「学校で友人たちの輪に入れてもらえるようになった」「嫌なあだ名で呼ばれることがなくなった」「移動を手伝ってもらえるようになった」などの変化が聞かれ、障がい者を地域で支えていく基盤が整備されたと言える。また、バリアフリー化を行った学校では、自主的に障がいに関するお絵かきコンテストが開催され、障がい啓発活動の広がりが見られた。</p>

	<p>(ウ) 障がい者に配慮したインフラ整備</p> <p>当会は、井戸4基の修繕、公衆トイレ2箇所の設置、学校1校の入り口および校舎とトイレを結ぶ通路が障がい者も利用しやすいよう整備した。利用者を対象としたアンケートによると、改修した井戸4基の「利用率」は、雨季では事業前後で変化が見られないものの、乾季には約15%向上している。これは整備によって水量や水質が改善したことに加え、「子ども・高齢者・障がい者にとって安全である」と答えた回答者の割合が約50%増加したことから、安全性・利便性の向上によるものと考えられる。村に整備した公衆トイレ1カ所についても、利用者全員が「利便性が向上した」と回答している。小学校で整備した公衆トイレ1カ所に関して100人の生徒に聞き取り調査をしたところ、全回答者が「便利である」と回答し、特に「障がい児にとって利便性が高い」と考える生徒の割合は事業前の27%から93%へと大幅に増加した。学校の敷地内に整備した通路についても、「利便性が高い」と回答した割合は事業前の26%から96%に上昇した。すべてのインフラ設備について、利用率と利便性は大きく改善したと言える。また、バリアフリー化整備を行った村および学校においては、維持管理を行っていく委員会に対してトイレや井戸の維持管理方法に加え、バリアフリーの概念を説明するとともに、それらをまとめたマニュアルを引き渡した。これらの結果、地域住民によりバリアフリー施設の重要性が認識され、各区のアクションプランでは、他の公共施設のバリアフリー化が計画された。</p> <p>本事業は事業対象地において、障がい者の社会参画を促進することで、SDGsにおける目標10「各国内及び各国間の不平等を是正する」および、細分化ターゲットの10.2「2030年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、出自、宗教あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的、政治的な包含を促進する」に寄与した。</p>
<p>(4) 持続発展性</p>	<p>障がい者とその家族に加え、各村の村落開発委員も含め障がい者世帯連絡会を設立したことで、障がい者世帯のみの閉鎖的な組織となることを避けるとともに、村落開発委員会にも取り組みや障がい者の状況が共有され、各村だけでは解決しきれない課題については、区として取り組む体制づくりを行った。事業終了後も、各区・各村のアクションプランを中心に、国際障がい者の日に合わせた啓発イベントや、障がい者世帯連絡会のメンバーによる障がい児への家庭訪問などの村主体の取り組みを進めていけるようフォローアップを行い、連絡会の能力強化に務めている。</p> <p>補助具・特別教材の供与に関しては、障がい者世帯連絡会の定期会合で配付を行うことで、連絡会のメンバーが補助具の使用・管理方法に関する理解を深めるとともに、使用・管理マニュアルおよび使用者一覧表を引き継ぐことで、事業終了後の管理体制を強化した。また、バリアフリー化したインフラ設備についても、維持管理委員会を設置し、役割分担と担当者を明確にした。同委員会メンバーを対象に実施した維持管理研修においてバリアフリーインフラ設備の特徴やトイレや井戸の維持管理方法を説明し、適切な管理がなされる体制を整備した。</p> <p>また、カウンターパートであるカレン州社会福祉局やラインプエ地区行政の担当者がワークショップやイベント、障がい者とその家族を対象としたインタビュー調査に参加し、障がい者の具体的なニーズや、支援の具体的な方法について理解を深めた。事業終了後も、定期的に会合や現地訪問の機会を設けることで、行政の関心を高め、行政による障がい者への支援活動を働きかけていく。</p>